

「第155回 松戸市都市計画審議会」議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日（木）

10時00分から10時50分まで

2. 開催場所 松戸市役所 議会棟3階 特別委員会室

3. 出席者

（1）松戸市都市計画審議会委員

①出席委員（15名）

・市議会議員

石塚 裕 市川 恵一 伊東 英一 関根 ジロー 原 裕二
ミール 計恵 深山 能一

・学識経験者

秋田 典子 岡田 純 勢田 昌功 西村 幸夫 福川 裕一
待山 克典 山口 輝雄

・関係行政機関の職員及び住民の代表

西山 昌克

②欠席委員（2名）

・関係行政機関の職員及び住民の代表

恩田 忠治 西村 幸夫

③会議の成立

17名の委員総数のうち15名の出席により成立

（2）事務局及び議案関係課

①事務局

・街づくり部 小倉部長 本多審議監

・都市計画課 湯浅課長 河村専門監 中野課長補佐 他6名

②議案第1号

・街づくり部 小倉部長 本多審議監

・都市計画課 湯浅課長 河村専門監 中野課長補佐 他6名

③傍聴者等

傍聴者 13名 記者 3名

4. 議案及び説明者

（1）議案第1号「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）の策定について」

都市計画課

5. 議 事 の 経 過

- (1) 開催 (10:00)
- (2) 部長挨拶 (10:02)
- (3) 事務局報告 (10:03)
委員の出欠状況及び会議の成立 議事録署名人の紹介
- (4) 開会（議長 福川会長） (10:04)
- (5) 事務局議事概要説明 (10:05)
- (6) 公開・非公開の確認 (10:06)
公開することに決定
- (7) 傍聴の報告 (10:08)
- (8) 審議開始 (10:10)
- (9) 議案第1号 説明 (10:10)
議案第1号「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）
の策定について」
- (10) 議案第1号 質疑 (10:18)
- (11) 閉会（議長 福川会長） (10:50)

6. 配 布 資 料

・次第 ・席次表 ・松戸市都市計画審議会委員名簿 ・議案書

7. 議 事 概 要

議案第 1 号

「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）の策定について」

【説明要旨】都市計画課 湯浅課長

都市計画課より、議案第 1 号「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）の策定について」説明いたします。

本市は、昭和 44 年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と、農業や自然環境との調和・保全を図るため、市街化区域と市街化調整区域の位置づけ、いわゆる区域区分が定められ、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらし、平成 11 年 6 月には「都市計画マスタープラン」を策定し、「住んでよいまち、訪ねてよいまち」をテーマに、都市整備の目標と将来都市像を掲げ、50 万都市へ成長するとともに、多彩なみどりが残るベッドタウンとして発展して参りました。

しかしながら、区域区分の指定から 50 年以上が経過した現在、本市の市街化調整区域の現況は、社会経済情勢の変化の影響を受け、みどりの減少や虫食いの的な土地利用の混在化などにより、好ましいとは言えない土地利用状況となっており、このままでは、更に市街化調整区域の魅力や価値が失われていく懸念がございます。

令和 4 年 4 月には、上位関連計画との整合・連携を図る必要性や、少子高齢化、頻発・激甚化する自然災害への対応、SDG s の取り組み、感染症等の流行による生活様式や価値観の多様性など、社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランを改定し、その中で、市街化調整区域の土地利用の方向性について 4 つの基本原則を位置づけたところでございますが、本市の市街化調整区域の各地区では、取り巻く状況も大きく変化しており、広域幹線道路等の整備による企業立地ポテンシャルの高まりや農地の減少、土地利用の混在化など、地区により様々な顔を持っていることから、各地区に応じた市街化調整区域のあり方を検討する必要性が高まっております。

こうした背景を受け、令和 4 年度より、20 年後の松戸の将来像を見据え、市街化調整区域における計画的でメリハリのある土地利用の整序・誘導を図り、適切な土地管理や資源配分を行う新たな施策に取り組むことで、地域の魅力や活力を向上させ、持続可能な都市を実現するため、「都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）」の策定に向けた検討を開始いたしました。

検討の第 1 回目となる令和 4 年 5 月 27 日開催の「第 147 回都市計画審議会」では、計画の策定に先駆け、調整区域の役割や変遷、計画の位置づけや策

定スケジュール等についてご議論いただきました。

令和4年8月4日の「第148回」では、関連計画等の整理、調整区域の土地利用状況、市民アンケートや企業ニーズ調査の実施についてご議論いただきました。

令和4年10月21日の「第149回」では、現状の整理として、調整区域の各地区の状況を深掘りして確認したほか、市民アンケートの速報結果についてご報告させていただきました。

令和5年2月6日の「第150回」では、市民アンケートや企業ニーズ調査の集計結果の報告、これまでの地区分析を受けた課題整理についてご議論いただきました。

令和5年5月23日の「第151回」では、令和4年度に実施したオープンハウスの結果報告や、市街化調整区域の基本的な土地利用の考え方の整理を行ったほか、土地所有者アンケートの実施内容等についてご議論いただきました。

令和5年8月21日の「第152回」では、土地所有者アンケートの速報結果をお知らせし、計画のおおまかな構成案をお示しするとともに、各地区の土地利用の方向性についてご議論いただきました。

令和5年11月13日の「第153回」では、計画の構成案に対するご意見等を踏まえ修正した案を基に、パブリックコメントを実施することについてご議論いただきました。

令和6年2月9日の「第154回」では、パブリックコメント結果と意見に対する市の考え方の案をお示しし、この内容を踏まえた計画の修正についてご議論いただきました。

このように、「都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）」の策定に向けた検討においては、検討過程をつまびらかにし、公正かつ専門的な第3者である都市計画審議会にて議論が進められてまいりました。

9回目の審議会となる本日は、これまでの検討過程を踏まえ、作成した案に対する答申をいただきますようお願い申し上げます。

前回「第154回」からの修正内容といたしましては、和暦表記の部分に西暦を併記したほか、誤字の修正等を行っております。

本計画案は、自然的土地利用の保全を主軸に、市街化調整区域の全域を『みどりの保全や周辺環境との調和等を図るエリア』としつつ、『立地ポテンシャルを生かした土地利用を検討するエリア』、『地域資源を活用し、レクリエーション拠点を形成するエリア』を位置づけ、「①計画的な土地利用の促進」、「②土地利用の規制強化」の2つの軸を両輪として取り組むことで、更なるみどりの保全・農業振興施策を推進しながら、新たな社会ニーズに対応した、計画的でメリハリのある土地利用の整序・誘導を図り、松戸の魅力・価値を向上さ

せ、地域活性化の好循環に繋げていくことを目指すものです。

一律的に規制や開発を行うのではなく、自然的環境に配慮し、地区の特性等を踏まえたうえで、地域活性化に資する計画的な土地活用が図られるよう、保全・整備手法まで示すものであり、都市計画マスタープランの位置づけのみでは実現することができなかった機運の高まりや、基盤整備状況等に応じた計画的な土地利用の検討が可能となるものと考えております。

これまで、審議会委員の皆様には、多くのご負担をおかけしましたが、審議会当日だけでなく、事前説明においても多くのご意見・ご指導をいただき、本日の審議会に至ることができました。厚く感謝と御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

説明は、以上となります。

福川会長

説明ありがとうございました。

それでは審議に入りますが、できれば今日、最終審議としたいところですので、これからご発言いただきますが、質疑というよりは意見をまとめて表明していただけると幸いです。

それでは、これまでのことについて、ご意見がある方はご発言をお願いします。

関根委員

関根です。

今回は、最終案についてどうするのかということでよろしいですか。

福川会長

はい、そうです。

関根委員

考えをまとめてきまして、会長に提案がありますのでお聞きいただければと思いますが、今回、この最終案の賛否の表明にあたり、意見を申し上げます。

この間、複数回、都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）を議論してきました。その議論を振り返ってみますと、矢切地区を除いて概ね異論はなく、その点は共通認識であると思っています。

そこで会長にご提案ですが、都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）最終案の 52 ページ上段を始めとした矢切地区に係る記載を削除して、矢切地区を除いた修正案について、本日、賛否をとっていただきたいと思います。

す。

矢切地区については、継続審議としてほしいという意見です。

この修正提案理由について、簡単に大きく2つ申し上げたいと思います。

1つは、矢切の農地を守ってほしいという市民の声が極めて多いことです。先般行われたパブリックコメントでは、矢切の耕地を守ってほしいという声がとても多いという印象を持ちました。矢切の耕地を守ってほしい理由として、3つの声を紹介します。「映画「男はつらいよ」のシーンに矢切耕地を望む寅さんの姿の描写がたくさんある、寅さんが眺めた矢切耕地に物流倉庫を始めとした産業系建築物を建設することは、映画のシーンが損なわれ観光価値が下がるリスクがあるのではないか」ですとか、「矢切耕地に物流倉庫を始めとした産業系建築物が建設されれば、戸定が丘歴史公園から望むことができる富士山を含めた眺望を妨げてしまうのではないか。徳川昭武侯が見た景色が損なわれることは、戸定が丘歴史公園の魅力が大きく低下してしまうのではないか」ですとか、「矢切耕地をドローンで空から撮影した映像がYouTubeで公開されているのですが、東京都23区に隣接していることがよくわかり、矢切以外に23区に隣接したまとまった優良農地がないからではないか。この特性を生かして物流倉庫を始めとした産業系の開発ではなく、農業に資する開発に限定していくべきではないか」このような声があり、いずれも私は強く共感します。

次に修正提案理由の大きな2つ目ですが、行政の公平性を損ねる問題ですとか、事業者間の競争性が働かない問題について申し上げます。これについては、2つの観点から指摘をします。まず、市長の後援会関与の疑惑の問題です。先般行われたパブリックコメント結果の118ページに「矢切の物流センター構想が持ち上がったのが2017年であるが、その地権者との契約を進めた不動産会社幹部が、2017年当時、市長の後援会に入っていたという地権者からの声があるが事実か。仮に後援会員であることが事実ならば、今回の都市マス（市街化調整区域編）の案の作成にあたり、影響を及ぼしているのか」という意見があります。今月開催された松戸市議会では、市議会議員が市長に対して、この記載は事実なのかを市長に質問しておりましたが、市長は全く答えず、疑惑が深まっています。次に、特定の事業者がすでに矢切の地権者と違約金を含めた売買契約を結んでいる問題です。「特定事業者がすでに地権者と違約金を含めた売買契約を結んでいる状況で、開発を可能にするルール変更を行うことは、特定の事業者の意向を優遇し、他の事業者を排除しているように市民には見え、行政の公平性が損なわれているのではないか、事業者間の競争性が働かないのではないか。」という批判の声が上がっています。

以上のように、市長の後援会への関与疑惑、行政の公平性を損ねる問題、事業者間の競争性が働かない問題がありますが、これまでの都市計画審議会や松

戸市議会において、市長や市から市民が納得できる説明がありません。むしろ、都市計画審議会に了解が得られれば、市長の後援会関与疑惑や行政の公平性を損ねる問題や事業者間の競争性が働かない問題について、説明責任が免責されるかのような答弁を繰り返しています。

以上のことから、松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）の最終案の 52 ページ上段を始めとした矢切に関する部分を削除して、矢切地区を除いた修正案について、本日、賛否をとっていただきたいと思います。先ほど申し上げたとおり、矢切地区に関しては継続審議という扱いにしてほしいという提案をします。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。

今、動議が出されましたので採決したいと思いますが、その前に少し他の方のご意見も聞いておいた方が良いでしょうと思いますので、ご発言したい方はお願いします。

原委員

市議会議員の無所属の原です。私もこの修正案に賛成したいと思っています。今回の都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）は、非常に良くできているなど、全体としては思っています。ただ 1 点、やはりこの矢切の件に関しては、松戸市の姿勢が問われていると思っています。特定の事業者による契約が進んでいるという事実を知りながら、今回のマスタープランを認めていくということは、どうしてもその事業者を利するような形に見えてしまう、松戸市としてはそうした意図がなかったとしてもそう見えてしまうということで、そのあたりが非常に残念でなりません。

それと先ほど関根委員が提案した理由に私も共感する部分が多くありますが、付け加えて言うなら、もし今回、この都市計画マスタープランが通ってしまうならば、矢切の土地の開発を容認へというような報道が出てしまうのではないかと思っています。こうした報道が出た場合にどうなるかという、もしかしたら今契約を結んでいて、金銭の授受はまだないわけですけど、これが物流倉庫側と地権者の中で、特に農地ではなくて雑種地みたいなところは今でも売買できるわけですから、こうしたところがこの報道が引き金になって進んでしまうのではないかと心配しています。もし仮に一部でも物流倉庫側が土地を持ってしまうと、次に具体的な用途のガイドラインがこの審議会の中で話し合いがされていくと思いますが、その中で虫食いの状態になっていくと、将来まとまって地区計画で良いことをやろうとガイドラインで決めていくとして

も、そこが足枷になってしまうのではないかというリスクがあるのではないかと思います。ですので、この矢切地区に関しては、もう少し慎重な議論をやってから進めていくべきだと思います。以上です。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。他の方、ご意見があれば。

ミール委員

日本共産党のミール計恵です。全体としては、この案については、前回の第154回の審議会において、反対であるという理由を述べました。

簡単に言いますと、理由は3点です。

まず1点目は、市街化調整区域は自然的土地利用が基本となっているにも関わらず、各地区の土地利用方針には、その農地や緑地などの保全は接頭語的には入っていますが、あくまでも開発ありき、そして残りの部分での保全というようになっていて、自然的土地利用が全体として減少するということが前提となっているという点です。

2点目は、特に矢切地区で提案されている開発手法が、企業主導で非民主的である点。また、ガイドラインなど法律よりも下位の規則で開発規制が緩和される可能性がある点。

そして3点目は、農政の無策によって農業離れが進み、耕作放棄地が増えたことによる開発や道路ができたことで開発意欲が高まっているなど、まちづくりが先にあるのではなくて、耕作放棄地ありき、道路ありきのまちづくりになっているという点です。この点を申し上げて、前回はこの案には反対だと申し上げました。

ただ、先ほど関根委員より話がありましたが、矢切地区に議論が集中して、市民が開発ではなく守ってほしいという意見がパブリックコメントでも史上3番目の件数で289件の意見が寄せられました。その中には賛成意見もありますが、反対意見の多くにはこの貴重な矢切の耕地を守ってほしいという市民の切実な願いがこめられていると思っています。この矢切地区を除いて、今回、修正案を通すという関根委員の案に、私としては全体をもっと議論したいという気持ちはありますが、もしここでまとめるということであるなら、矢切地区を除く修正案に賛成したいと思います。これまでの議論の中でも、有識者の委員の中からも矢切だけもう少し時間をかけたほうが良いのではないかという意見が複数出ていたと思います。しかも都市計画というのは、まちづくりの問題ですから、単なる地権者の状況だけではなくて、公共の福祉というところを一番に考えて検討しないといけないと思います。特に矢切の耕地は市民の関心も高

く、松戸の宝物だというのは、以前保守系の議員の方々からも代表質問で言われておりました。したがって、そこに異論はないと思いますので、この矢切の耕地を開発するという方向に舵を切る今回の矢切地区を含めた案には賛成できず、矢切地区の記載は削除して継続審査するという修正案に賛成します。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。他のご意見は。

深山委員

深山でございます。今、関根委員から提案がありましたが、過去2年間議論をしてきて、松戸市全体の市街化調整区域のあり方を検討していくということが基本だったと思います。今のご提案では、問題があるから矢切地区だけ除いて結論を出すということは、この審議会の審議内容としてそぐわないのではないかと思います。今物流施設の話が出ましたけれども、それとはまた別に、松戸市にとって市街化調整区域の中のあるべき姿は、基本的には緑を守っていくということが謳われています。その中で、それぞれの地区の中において、今後20年間を考えていく中で、この12地区の中の5つの地区で方針を決めておいて、その上で市街化調整区域のあり方を今後検討していくということが審議会の結論になっていくべきではないかと、それを執行部が提案してきているのではないかと思います。ですから、ここだけを除いて議論するというのは、審議会のあり方について私はクエスチョンを感じますし、例えば地権者アンケートでも地権者の意向は反映できないと私は思います。ですから、松戸市全体の市街化調整区域のあり方の方向性を示していくことが私はこの審議の内容だと思っています。

それからもう1点、蛇足ではありますが、先ほど関根委員がおっしゃっていた戸定邸からの景観が見えないということについては、すでに戸定邸からは矢切耕地は見えません。外かく環状道路がありますから。松戸市全体の都市計画の市街化調整区域のあり方を審議するという流れの中で、私はそこを除くというのは反対です。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。

関根委員

1点だけよろしいですか。矢切耕地が戸定邸から見えるかではなくて、戸定が丘公園から望むことができる富士山を含めた眺望を妨げてしまうのではない

かということを申し上げています。

福川会長

矢切耕地は柴又と合わせて、かつていろいろな絵図に描かれましたね。
他にご意見は。

山口委員

農業委員の山口です。今、どこの市街化調整区域もそうですが、農家の高齢化と後継者がいないということ。これで農地がいくらか荒れている。そこをいかにして農家の所得を増やすのかということを考えていかないと、農家はどんどんなくなっていきます。矢切も確かに広い農地がいっぱいありますけれども、あの農地で後継者がいない方がいっぱいいると思います。それをみどりの保全で農家をやれと言われても、体が動かなくなっても農家をやれと言われても無理な話だと思います。そこを何とか皆さんで考えていただけたらなと思います。

福川会長

どうもありがとうございました。
他にご意見は。

待山委員

商工会議所の待山でございます。

本来の都市計画審議会としての都市計画マスタープランの策定という意味においては、矢切を除くという話ではなくて、全地区が客観的でありニュートラルであると私には読めます。関根委員、ミール委員の言われているような、矢切で物流倉庫を建てないといけないというような話になってしまうと、かえっておかしくなります。そういった話は、このマスタープランが出来上がった次の段階のところで話し合うべきものであって、今ここで矢切だけ除いて話を進めましょうということではないような気がします。

私も全般的には、このマスタープランはよくできているなと思っています。
ぜひ、賛成したいと思っています。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。
じゃ次。

市川委員

市川です。私も今、待山委員と深山委員のお話しされた一体的に審議をすべきではないかという側の意見です。ですから、修正案については認めたくないと思います。それは、先ほど関根委員の意見表明の中で矢切の区域はそれだけ問題があるという共通認識があるとおっしゃっていましたが、私はそうした共通の認識を持ったことはありません。全員がそうした共通の認識を持っているという言い方はおかしいと思いますし、矢切に倉庫ができるのが決まってしまっているというような言い方であると思いますが、それは全然違う話で、契約はしてしまっているかもしれませんが、金銭の授受はないですし、停止条件付の契約ですから、これは認識が違うと思います。

あとそこだけ外すというのであれば、私も七右衛門新田あたりの地域、旭町の地域だってもっとちゃんと審議してほしいです。あちらも隣まで市街化区域が迫ってきているのに、まだ産業系の区画整理の話ができないですから、ちゃんと審議してもらいたいです。それは控えて今回このような案ができていますので、そこだけ外すというのはおかしい話だと思いますので、修正案には反対したいと思います。以上です。

福川会長

はい、どうもありがとうございました。他にいかがですか。

じゃ西村さんから。

今回から、西村幸夫委員が2人になりましたので、よろしくお願いします。

西村委員

國學院大學の西村です。

これは、マスタープランなので、基本のものの考え方を示しています。具体的な計画はこの後に、市街化調整区域の地区計画のような形で決めていくので、その中で倉庫がダメならダメと書けば良いのです。その段階できちんとしたことが言えると思います。その意味では、ずいぶん長いこと議論をしてきましたが、マスタープランとしてはいくつかの大きな柱があると考えています。

1つは駅周辺で市街化調整区域になっている地区をどうするかということです。この点、松戸市はブレることなく、区画整理を行っていない場所は全て市街化調整区域にしています。市街化区域に編入して欲しければ、きちんと基盤整備をしてくださいということです。今回においても、基盤整備をしないとダメだとずっと言い続けています。なぜかという、区画整理をするということは減歩があるため土地を減らされます。そうした努力をしてきちんとした市街地にしたところは、市街化区域にしようという考え方はすごく大きなことで、

駅を拠点としたまちづくりという都市計画マスタープランの考え方を受け継いで書いていると思います。

もう一つは、北千葉道路や外かく環状道路等の新たな幹線道路沿道部分は土地利用が変わってくるところがあるため、そこはそうした目で見ましようということなのです。

それともう一つ、ここはかなり厳しい浸水想定区域であるので、そこは住居系にしたり市街化区域にしたりして人を住まわせることはしないということをはっきりと市が主張していて、そこはブレていません。

先ほどから議論になっている矢切に関しても、かなりの部分は保全すると書かれていて、外かく環状道路と国道6号に近接している部分は、幹線道路沿道の考え方で、これから先どうしていくかを考えるべき区域です。物流倉庫の話が先ほどから出ていますが、それで良いのかは次の議論だと思います。

個人的には、本当に魅力的な空間なので、農地があることがプラスになるようなものが来てほしいと思います。例えば研究機関等、緑があることがプラスになる魅力的なものが来てくれれば、他の地区とは違うものになります。今の契約云々ではなく、ここがどうあるべきかと考えたときに、まだ議論の余地はあると思います。物流倉庫が来ると決まったわけではないので、次のステップで市街化調整区域の地区計画の中でまとめていく、そういうステップを踏みながら議論すべきだと思います。

福川会長

どうもありがとうございました。

地区計画ができるようにするためには、地区計画のガイドラインを作らないといけない。ガイドラインの内容は、5月以降の都市計画審議会で議論できるように、私もお願いしていききたいと思います。

はい、次、秋田さん。

秋田委員

私自身も産業といっても、ここでは特に内容が書いていないので、我々都市計画審議会委員自身が産業に対する発想をもっと豊かにしていく必要があると思っています。

例えば、千葉大学園芸学部でも様々な農業に関することだとかバイオに関することだとかをやっておりますし、西村委員もおっしゃったように農業に関する新しい産業もありますし、さらに言うところ松戸市の中に松戸市が誇る産業がいくつもあると思います。そういうところが環境に配慮した新しい産業の拠点として、今検討されているような場所への立地を検討することがあっても良いで

すし、産業に対する発想を豊かにすることが必要だと思います。

それから後継者がいないという話がありましたが、うちの大学のように農業を先進的にやっているようなところや農地バンクという方法もありますし、農家を応援する産業をいくらかでも検討できると思います。まずはその部分について、少し頭を柔軟にしていくことがとても重要だと思います。

それから会長から話のあったガイドラインと地区計画というところが、これから重要になってくると思います。ここで1つだけ質問させていただきたいのですが、概要版の9ページにある下の四角の下から2つ目の「立地ポテンシャルを生かした計画的な土地利用」というところに書いてある3つ目の黒丸の「地区計画制度の活用はガイドラインに適合し妥当と判断したもの」とありますが、ガイドラインは今これから作るとして、適合と判断するかは誰がするのかわからなかったもので、ここだけ教えていただけたらと思います。

福川会長

都市計画の仕組みですので、よろしくお願いします。

湯浅課長

地区計画制度の活用ということで、都市計画法で定められている提案制度を活用しようと考えています。この中でガイドラインに則った形での提案になっているかどうかというのは、市が決定します。

地区計画については都市計画決定が必要ですので、いずれにしても都市計画審議会に意見を伺うことになるかと思います。

秋田委員

ありがとうございます。

福川会長

都市計画審議会が最終的な検討を行うということですね。

それ以前に、市と提案者との協議があると思います。

他の方はいかがでしょうか。ご発言があれば。

それでは特にご意見がないようですので、今回の議案の中から52ページにある矢切地区に関する事項を取り除いて決定し、矢切地区についてはさらに審議を継続するというご提案をいただきましたので、これについて採決をしたいと思います。

なお、52ページに書いてあることを少し確認させていただきますと、矢切地区の方針が書いてありまして、ここでもし農地をなくす、地区計画をするとし

たらどういう条件の下でやるかというものが書かれています。一部補いながら読みますと「地域の農業振興と共存するもの、周辺道路への交通負荷をかけないもの、景観と調和したもの、浸水リスクに対する防災対策を十分に行ったもの、産業振興に資するもの」という、これだけの要件が書かれています。もしこのマスタープランが認められると、このマスタープランの方針に従って地区計画のガイドラインを作っていくことになると思います。

その確認をしたうえで、今いただいた修正案について、本審議会としての意見をまとめたいと思います。今の矢切地区を継続して議論し、計画案から外すということに賛成の方は挙手をお願いします。

(修正案賛成者 3 名挙手)

3 名ですかね。はい、3 名の方が賛成ということでした。

修正案につきましては反対多数となりましたので、今回の都市計画審議会では議案について採決をとりたいと思います。

ちょっと修正案について議論が進んでしまったので、まだこれに関してまとめの意見を表明したい方がいらっしゃいましたら、どうぞ。特にないですか。

それでは議案の採決に入りたいと思います。

議案第 1 号「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）の策定」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(議案第 1 号賛成者 11 名挙手)

賛成多数ですね。数はちゃんと数えておいてください。

議案第 1 号ですが、賛成多数で可決されました。

これで議案第 1 号の審議について終了します。本日は議案第 1 号のみですので、以上をもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。